

こんな時
どうする

暮らしアップ情報 No.170

Q

投資用ワンルームマンションを 執拗に勧められ契約



A

喫茶店など業者の事務所ではないところで契約をした場合、8日間クーリング・オフができます

(売主が宅地建物取引業者の場合)

もし迷惑な勧誘を受けたら…

深夜や早朝の電話や訪問、長時間にわたっての勧誘、脅迫めいた発言や断っているのに執拗に再勧誘をされた場合は、**宅地建物取引業の免許担当課**（国または都道府県）に申し出ましょう。

吹田市消費生活センター 電話 **06-6319-1000** 吹田市朝日町3番203号
FAX 06-6319-1500 (JR吹田駅前・さんくす3番館2階)



投資用マンションと一緒にサブリース契約を強引に勧めてくる事例が多発！

収益性の低い物件を販売し、
サブリース契約を結ばせる悪質業者も！！

サブリース契約って？

賃貸管理会社に不動産を貸し出し
不動産運用を委託するシステム

メリット

- ①不動産運用や不動産管理の手間がかからない
- ②家賃保証があるので空き室リスクに関係なく一定の家賃が得られる

デメリット

- ①家賃収入があってもサブリース会社に高い手数料や保証料を払うので収益が上がらない
- ②「〇年間家賃保証」とうたっていても、2年に一度などの更新時期に賃料見直しがあり、採算があわなくなる
- ③マンションを売る際にサブリース契約が付いていると売りにくい



家賃収入で
ローンも楽々返済



- 投資用ワンルームマンション、簡単に儲かるものではありません
- サブリース契約が付いているとさらに複雑に！！